

前回までの会議における委員からの主な意見の整理

(凡例: ○ 第1～2回部会 ▲ 第3回部会 ★ 第13回協力者会議)

1. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備

(交流及び共同学習のための空間等)

- 通常学級の教室面積は交流及び共同学習の人数を考慮しておらず、手狭となっていることから、交流及び共同学習を前提とした普通教室の施設・設備の在り方も検討が必要。
- 交流及び共同学習ができるよう、特別支援学級内に多目的室の整備もあると良い。
- フレキシブルなオープンスペースの設置など、子供が共に学ぶ環境整備が求められる。
- 学びの連続性の確保のためにも通常学級の付近に集団不適応のためのクールダウンの部屋やプライバシーが守れる空間が各フロアにあるといい。
- 連続性のある多様な学びの場の整備に当たっては、通常学校と特別支援学校の一体型校舎を参考にすることが有効ではないか。
- ▲交流及び共同学習を推進するにあたり小中学校と特別支援学校を一体的に整備するには、通常、特別支援学校の設置者である都道府県教育委員会と、小中学校の設置者である市区町村教育委員会の連携が重要。
- 特別支援学級と通常の学級を設置する際、できるだけ隣接でき、日常的な交流が促される配置が求められる。
- 通常学級等における聴覚機器の配備が重要。
- 特別支援学校と小・中学校等が、学校の中で共生社会を具現化できるような環境づくりを行うことが必要である。
- 特別支援学校の環境整備がまさに一般社会の環境整備を牽引していくべき。

- 児童生徒の中に社会から分け隔てられているという意識を生み出さないよう、インクルーシブな学校建築計画・動線・運用が重要。

(特別支援学級、通級による指導等への対応)

- 特別支援学校の施設整備と特別支援学級や普通学級の施設整備のグレードをどこまで求めていくのかは、それぞれ検討していく必要。

- 特別支援学級の在籍児童生徒の増加に伴う学級増により、特別支援学級等の専用の教室自体の確保が困難なため、普通教室を利用する学校が多い。パーテーションや防音壁で仕切って、個別指導やグループ指導用の空間を作っても、スペースが手狭であり、採光や換気の面でも課題が多い。特別支援学級としての専用の教室の整備が必要。

★古い校舎等では特に、特別支援学級をどこにあるべきかではなく、普通学級のクラス数の変更に伴って余った教室に配置するなどの事例が見られるので、そういったことのないようにすべき。

- 特別支援学級等の教室周りの整備として、教員が付き添ってトイレ指導ができる多目的トイレのスペース確保や、身辺処理のためのシャワールーム、手洗い場の整備、エレベーター、階段の手すり等の標準設置が必要。

- 感覚統合や運動機能の指導のためのプレイルームや、自立活動等のための多目的室等の学習活動の特性に対応できる施設と収納スペースを特別支援学級のある学校にも整備する必要。

- 視覚障害児への対応のため、特別支援学級にも拡大教科書等を置いたり、斜面台・書見台等の特殊な机を整備することが必要。

- 特別支援学級の自然体験活動を支える空間として、動植物の飼育、栽培等が可能な施設・環境が必要。

- 自立活動室が特別支援学校設置基準に盛り込まれたが、特別支援学校だけでなく、特別支援学級が通級指導教室で行われる自立活動の重要性も同様であり、特別支援学校施設整備指針だけでなく、各学校施設整備指針における自立活動に関する記載をしていく必要がある。

(施設の併置・併設等の多様な設置形態への対応)

- 視覚障害と他の障害種の学校の併置・併設が進んだり、視覚障害の特別支援学校校舎に知的障害の特別支援学校の分教室が整備される動きが進んでおり、多様な設置形態を踏まえた検討が必要。
- 視覚障害と他の障害種の学校の併置・併設の内容は、視覚障害教育関係者の間では理解されやすいが、そうでない方には想像がつきにくい部分もあるので、報告書とする際には丁寧な注釈や具体的な事例をつけるなどの配慮が必要。
- 地域の小中学校に小中学部の分教室を併置したり、高等学校に高等部を併置したりするなど、少子化・老朽化の進む中での改築等の対応において、併設や転用の検討をすることが考えられる。
- 知的障害、知肢併置特別支援学校の大規模化が課題となる中、適正規模をどう考えるか検討が必要。
- 特別支援学校も適正配置にしないと、本来であれば児童生徒等が地域と関わることのできた機会や時間が、ただ通学するための往復時間によって奪われてしまう。
- 通学バスについては通学時間の問題にも触れることができないか。
- 病院における分教室のような場合で廊下で授業を受けるような事例があるが、普通教室・特別教室・自立活動室・図書室・保健室・職員室等の最低限授業を受けられる環境の整備が必要。
- 病院における分教室の場合、最低限授業を受けられる環境が整備されていても、図書室の設置がなされていないこともあるので対応が必要。
- 病院における分教室の場合、電子カルテや医療機器への影響への懸念から、教育のためにネットワークに接続することができない場合もあり、新しい高速ネットワーク通信技術を活用する等の対応が必要。

2. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実

(障害種別・学部別の対応)

- 特別支援学校は、複数の障害種があり、複数の学部があり、小規模校から大規模校まで多様であることから、多様な特別支援学校に対応でき、多様な障害の特性に応じた学校施設の在り方の検討が必要。
- ▲障害種別の対応だけでなく、学部（発達段階）別の対応についても、特に強要されがちな特別教室の什器の寸法をはじめ、配慮することが重要。
- ▲特別支援学校の児童生徒数や一人一人が必要とする支援は、年度によって一定しないことも想定されるため、多様な用途や規模で活用できる教室整備が必要。
- 肢体不自由児への対応では、児童生徒の身長も障害の状況も様々であり、手すりも2段にするなど配慮が必要。
- 肢体不自由児への対応では、非常口や側溝等、玄関やグラウンドへの動線も含め、基本的にすべてフラットな整備が重要。
- 肢体不自由児への対応における、上下階移動においては、階段の転落防止柵やスロープの衝突対策クッションなどの対策が必要なほか、エレベーターの整備も重要。
- 肢体不自由児への対応では、車椅子でも余裕をもってすれ違うことのできる廊下幅が重要。
- 洗面台は、車椅子利用者にも使いやすいよう、洗面台の下部を空洞にすることが重要。
- 視覚障害児に適した施設は、教室配置や廊下等の空間構成が簡潔で、突起物等がなく、点状ブロックや音声誘導装置を設置したり、段差のコントラストや、採光の工夫が重要。
- 照明については近年LED化が進んでいるが、視覚障害児や、感覚過敏がある場合への配慮という意味で、間接光などの具体的な方法を示してもよい。

- 視覚障害児への対応では、聴覚を活用した学習のため静寂な空間が必要であり、オープンスペースは適さない。
- 刺激に過敏な児童生徒のため、教室の照明や遮光を調整できる設備が必要。
- 調光の観点では、具体的に明るさを数値で示すようにできないか。
- 聴覚過敏の児童生徒のための防音設備が重要。
- 聴覚障害児の情報保障の観点から防音設備の整備や、聞こえの状態を調整するため絨毯や畳のある指導室の確保が重要。
- 防音の観点では、防音が重要であること自体は理解されるが、具体的にどれくらい静かにすればいいのか数値で示すようにできないか。
- 聴覚障害児にとって、フラッシュランプや大型スクリーンへ投影した字幕を活用した、チャイムや校内放送の可視化等、視覚情報のみで把握できる学校・教室環境の整備が重要。
- ▲防音や補聴システム等は、多様な児童生徒がいることを考えれば、小中学校も含めて、配慮がなされることが望ましい。
- ▲補聴システム等に使われるマイクについては複数の教員が同時に活用できるよう、予備も併せて設けることが望ましい。
- 興奮した児童生徒をクールダウンさせるために一時的に使用できる個室の設置が望ましい。
- パニックや移動・衝動性等に配慮した照明器具等の防護やマジックミラーがあるとよい。
- 通学バスの乗降所と教室との間など、各動線の設定は、各児童生徒等の障害の実態に応じた移動方法や移動速度等を考慮したものとする必要がある。例えば、車椅子、四つ這い、クラッチ、ストレッチャー等の多岐にわたる移動方法を想定する必要がある。
- 複数の障害種の児童生徒が一度に通学バスから移動し混雑する場合には、移動速度の差によって動線の確保が難しくなる場合もあり、ルート設定や廊下の広さの確保など対応が必要。

- 個別の障害種の視点だけでなく、重複障害や重度障害に対する留意事項も盛り込んでいくべき。
- 障害種別に配慮事項は異なるが、さらに、ある障害種の配慮が他の障害種にとっては弊害となることも考えられるため、整理した書き分けが必要。
- 現行の特別支援学校施設整備指針においても、障害種別に留意事項が記載されているが、5 障害種だけでなく、特別支援学級、通級指導教室などの対象の児童生徒の障害種等の書き分けも必要。

(個別最適な学びと協働的な学び)

- 特別支援学級においては障害種毎の特別な配慮を除いては、他の教室と大きく異なる仕様があるわけではなく、むしろ、個別のブースやマンツーマンで対面できる空間など、一人一人に応じた最適な環境や選択肢のバリエーションを整えることが重要。
- 普通教室においても、子どもたちが集中できる段ボールのパーテーションや、透けて見えるパーテーションで区切られた環境など、一人一人の快適な学びの環境が重要であり、このことは特支学校と変わらない。

(ICT の活用)

- 聴覚障害児のためのタブレット、電子黒板、デジタル補聴器等の導入に合わせた施設整備が必要。
- 特別支援学校に必要な ICT 設備を、特別支援学級や普通学級に導入していくとしても、まずは特別支援学校が模範となる必要。
- 特別支援学級においても 1 人 1 台端末などに対応した新 JIS 規格の大きな机や、そのためのゆとりある教室空間が必要。
- 特別支援学校においては ICT と併用する支援機器などにも対応できるよう、高さの調整もできる複数の広い机も必要。

- 特別支援・通常学級に関わらず、広い机を導入すれば車椅子の児童生徒の通行に支障がある場合もあるので、机の大きさと通路の兼ね合いについては留意が必要。
- GIGAスクールの対応については、特別支援学校の高等部においても同様の取組が必要。
- 1人1台端末の整備に伴い、端末を持ち帰り、全ての家庭で遠隔授業ができる環境整備が望まれる。
- 病気療養や入院等で通学できない児童生徒の遠隔授業を推進するICT環境整備等に関する検討が必要。
- 「誰一人取り残さない」としながらも、自然災害やコロナ禍等で障害のある児童生徒が取り残される現実がある。環境を作りすぎないようにしつつも、ICT等を活用しながら対応していく必要がある。
- 特に障害を持つ児童生徒にとっては情報保障の観点からも、教室だけではなくすべての場所でICTが利用できる環境整備が重要であり、複数端末の併用やPCの利用の観点から、無線及び有線の両方や、電源が様々な場所で使えるようにすることが必要。
- 特に特別支援学校等で教室当たりの児童生徒数が少ない場合に、大量の端末からの一斉接続を想定しない無線LANの整備でよいと考えてしまう場合もあるのではないか。
- ICT利用の例として視覚障害児への対応としてAI等を活用したナビゲーションシステムや文字の音声化システムが必要で、その為にいつでも個人端末からネットワークに接続できる必要がある。
- 家庭学習を考慮しても個人端末からネットワークに接続できるようにする観点は重要。
- ICT利用の例として聴覚障害児への対応として遠隔手話や自動字幕等の活用のため複数端末から同時にネットワークに接続できる必要がある。電源や、無線・有線が様々な場所で使えるようにすることが必要。
- ICT利用の例として聴覚障害児への対応として、すべての音響装置が補聴補助システムに接続できることが重要だが、施設整備と併せて整備す

れば改修で対応するよりも安価で済む。

○ICT環境は、寄宿舎や病院も含めて整備対象とすることが望ましい。寄宿舎は個別の学習に活用されるだけでなく、デジタルサイネージなど災害からの避難の際の情報保障の観点もある。

○ICTの視覚的な利用については、タブレットへの照明の映り込みが健康に被害を与えるだけでなく、視覚障害や視覚の感覚過敏等で情報保障が妨げられることがあるため、個別の遮光ブースなど細やかな配慮が重要。

○視覚障害児がスクリーンリーダーを使っている場合や聴覚障害児が補聴システムを使っている場合、発達障害で聴覚過敏がある場合など、ICTの聴覚的な利用については、ICT機器の音響に集中できるように騒音を制御した環境整備が重要。

○教員の自作教材等を蓄積・提供できるためのアクセシブルなファイルサーバーが必要。

○交流及び共同学習をオンラインで実施するためには高速なネットワークが必要。

○特別支援学校におけるICTの活用のために教室等に必要な施設は、障害によって異なる。

- ・ 視覚障害児であれば、点字ピンディスプレイ、大型モニタ、拡大読書器等の従来の支援機器とタブレット等を併用できたり遮光カーテンや間接照明・調光装置等で調光できる環境や、黒板照明や湾曲黒板などカメラ機能での撮影も含めた見やすさに配慮した環境
- ・ 聴覚障害児であれば、マイクやテレビ等の音を補聴器等に効果的に転送するための補聴システムや音声を字幕に変換するシステム等が利用出来る環境、視線入力を始めとした代替入力装置やPCやディスプレイ等や分身ロボット等を適切な場所に固定することが出来る環境
- ・ 病弱児であれば学校と病院・家庭等を高速ネットワークで接続する遠隔教育システムや肢体不自由教育で利用される代替入力装置等が利用できる環境

- ・知的障害児であれば手順等をわかりやすく表示するデジタルサイネージ（大型モニタ）やどこでも画像・映像等を表示・記録できるタブレット等が利用できる環境
- ・発達障害児であれば教科書・教材等にアクセスするための使い慣れたICT機器や感覚過敏等に対応出来るようにするためのイヤーマフ等が利用できる環境

○特別支援学校におけるICTの活用のための配線は、視覚障害児や肢体不自由児の動線上の危険にならないよう、天井から吊り下げるなどの配慮が必要。

○特別支援学校における聴覚障害児に対応するための補聴援助システムのようなシステムは時代とともに変化するので、柔軟に対応できる施設が重要。

○特別支援学校におけるICTの活用の観点では、読書バリアフリー法に対応できる学校図書館の施設整備が必要であり、以下のような環境が必要。

- ・視覚図書にアクセスするための、タブレットや拡大読書器等のICT機器が利用できるスペース、電源、ネットワーク等の環境
- ・障害者サービスを提供する司書が、スキャナー等を使ってアクセシブルな図書を制作するための環境
- ・アクセシブルな電子書籍等を蓄積・提供できるためのアクセシブルなファイルサーバー
- ・地域の障害のある人達との交流の場とできるように個人端末がネットワークに接続できる環境
- ・ボランティアが来てアクセシブルな図書の作成をすることのできるICTの備品やそれに対応したインフラ環境

○特別支援学校におけるICTの活用の観点では、屋内外の運動施設として、以下のような環境が必要。

- ・タブレット端末やスマートフォン等の携帯端末で、無線LANやGPS等

の無線技術が活用でき、電源が確保できる環境

- ・児童生徒の運動している場面を撮影・記録・保存等が可能な環境（電源や有線 LAN を含む）
- ・運動の手本となる画像・動画等を確認するための大型モニタが設置出来る環境
- ・屋内施設では、ICT 機器が正常に動作するようにするための温度・湿度等が制御できる環境

○特別支援学校における ICT の活用の観点では、動線空間として、以下の
ような観点・環境が重要。

- ・動線空間は、単なる通路ではなく、人と人が出会い対話をする場でもあるので、聴覚障害や肢体不自由のある児童生徒の会話を支援する ICT 機器の使用が必要
- ・視覚障害のある児童生徒にとっては、場所を特定したり、廊下の掲示物を確認したりする際に、ICT 機器の使用が必要
- ・非常時・災害時を含めた情報表示のためのデジタルサイネージ等の設置や有線・無線 LAN の設置、電源、視覚障害児も含めた児童生徒が ICT を使用するのに必要な照明環境が必要

○特別支援学校における ICT の活用の観点では、便所には聴覚障害のある児童生徒のための非常時の情報保障のためのデジタルサイネージや電光掲示板等の環境、学外からの障害のある来訪者のための音声案内・間接照明等の環境が必要。

○特別支援学校における便所内の様々な操作をタブレット端末で行うようなものは視覚障害児には分かりにくいことに留意が必要。

○特別支援学校における ICT の活用の観点では、洗浄施設にはアルコール消毒等の手順を、視覚障害、聴覚障害、知的障害等のある児童生徒にわかりやすくするためにデジタルサイネージ等が設置できる環境が必要。

○特別支援学校における ICT の活用の観点では、ロッカーには QR コードや IC タグ等、視覚障害児を誘導できる環境が必要。

▲特別支援学校における ICT の活用の観点では、肢体不自由児への対応として、視線入力やボールマウス、スイッチの工夫などが必要。

○特別支援学校における ICT の活用の観点では、学校開放のための空間には、電源や LAN 等の基本的な ICT 整備の他に、点訳等の情報保障サービスを提供するボランティアが活動できる場所には、PC、点字プリンタ、拡大コピー機、スキャナー等の設備が利用できる環境が必要。

○特別支援学校における ICT の活用の観点では、センター的機能関係諸室においては、保護者や地域の学校等に情報提供をするためには、点字ピンディスピレイ等の各種支援機器、学習者用デジタル教科書、音声教材・PDF 版拡大図書、アクセシブルな PC システム・タブレット端末、デイジープレイヤー等の日常生活用具類が利用できる環境（ネットワーク環境を含む）、地域の学校から依頼された点訳、音声訳等の情報保障等を特別支援学校が担うために必要な ICT 環境が必要。特に、センター的機能を担う特別支援学校は、地域の通常の学校の模範となるために先端的な施設整備を行うことが重要。

○特別支援学校における ICT の活用の観点では、管理関係室として、以下のような環境が必要。

- ・雇用の増加が考えられる障害のある教職員が校務等を行うために必要なアクセシブルな ICT 環境（視覚障害のある教職員が利用するスクリーンリーダー等を搭載した ICT システム等を含む）
- ・電子化された教材や校務関係資料等を安全に管理・運用するためのファイルサーバー等のサーバーを運用できる環境
- ・PC やタブレットの集中管理を行うための管理ができる環境
- ・児童生徒だけでなく教職員を含めた、緊急事態を想定したアクセシブルな避難システムが構築された環境

○視覚の特別支援学校における ICT の活用の観点では、鍼灸マッサージ等の教育において、卒業後の実践に近づけるために、電子カルテシステム等を使えるように整備しておくことも必要。

○特別支援学校の ICT 整備は、学校の設置者である場合の多い都道府県

と、児童生徒の居住する市区町村と、行政機関が異なることによる弊害も多いのではないか。

○1人1台端末の配備について、ほぼそろったように言われているが、障害児童生徒に対しても他の児童生徒と同様の端末が揃うだけでは十分とは言えない。

○特別支援学校の所在地周辺の小中学校との交流のみならず、障害のある児童生徒の居住地周辺の小中学校との交流の推進が課題。交流及び共同学習を推進する観点から、ICTの活用の推進など環境整備に関する検討が必要。

★ICTに対応した施設設備の充実は、特別支援学校だけでなく、通常学級でも重要。特別支援学校にICTが充実すれば、通常学級の児童生徒が特別支援学校に行って活動するということも考えられる。

○ICT環境の整備に係るネットワークのセキュリティレベルや回線の速度などは、自治体で掛けられる予算規模によって様々であると聞くので、紙の教科書を配ると同様に、一定のスペックの基準が必要ではないか。

(医療的ケア等への対応)

○医療的ケアのため、経管栄養のスペース、プライバシーに配慮された休養スペース、医療機器のためのコンセント・非常用電源の十分な確保等の配慮が通常学級も含めて必要。

○特別支援学校に関わらず、小中学校も含め、医療的ケアのスタッフのための空間を、医療的なケアを行いやすい施設や、教室と隣接した場所もしくは往来しやすい場所など動線に配慮して設置することが重要。

▲医療機器を使用するための電源は、複数の児童生徒や医療的ケアスタッフ等がケアのために移動したり等の様々な動線が考えられ、その際に、利用される電源が、動線各所に配されることが必要。

○医療的ケアの安全な実施のため、衛生上の配慮が重要。

- 医療的ケアに必要な機器等を消毒・管理する空間や、緊急時の薬剤等を管理する冷蔵の保管庫が必要。
 - 医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、二分脊椎症等の排泄行為が困難な児童生徒は、彼らが自身で排便処理や導尿等を実施できる空間の確保が必要。
 - 特別支援学校における医療機器のためのコンセントの確保は、複数の児童生徒が同時に使用することを想定した分量・配線が必要。
 - 医療的ケアのための電源の確保は、なされなければ生命に直結する重大課題であり、他の課題以上に、強調する必要がある。
- ▲気温が低い場合の保温や加湿等、一人一人の実情に応じた機器の利用を考慮した電源の配置が重要である。
- ▲医療的ケアを行う際の衛生面を考慮すれば、各教室に水回りなどの設備が必要。
- ▲加湿や、人工呼吸器・吸引・ネブライザー等の医療機器を使用することを想定し、感染症蔓延防止の観点からマイクロ飛沫が飛ばないような計画とすることが必要。

(自立と社会参加)

- 生涯学習の視点を考慮し、キャリア支援室・個別指導室などの施設整備が重要。
- 校内実習のための喫茶や倉庫作業用の施設の整備が望まれる。
- 宿泊訓練のためのベッドやユニットバス、冷蔵庫等の整備や、実習に出向く際のマイクロバスなどの移動手段の雨天時も含めた円滑な乗降のための環境整備が望まれる。
- 「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」の視覚障害者に対する教育を行う学校養成施設における実習室の面積を生徒一人につき2.1平米以上とすること等を規定した改正に係る施設整備に係る所要の改正が必要。

- ▲理容・美容・歯科技工など、聴覚障害を持つ生徒の専門課程の施設整備に関する法令改正についても別途確認することが必要。
- ▲聴覚障害の専攻科の実験室等は、入学定数の減少とともに学科の存続が危ぶまれるところも多く、どこまで施設の報告書の中で明示していくのか検討が必要。
- キャリア教育を進めるうえで、Wi-Fi を含む ICT 環境の整備は重要。
- ▲従来の通学保障の観点から、自立と社会参加に向けた社会生活の訓練等へと寄宿舎の役割が変わってきたことについて触れるべき。
- ▲寄宿舎は法令上も位置付けられているものであり、報告書においても触れる必要がある。

(関係機関の連携強化による切れ目ない支援への対応)

- ライフステージに応じた切れ目のない支援や、家庭・教育・福祉の連携の強化、個別の教育支援計画・指導計画を活用した他分野との連携の強化への対応が重要。
- 聴覚障害の早期発見・介入のための乳幼児相談を中心とした多機関連携が重要であり、そのためのコミュニケーションの場としてのラウンジや談話コーナーなどの整備が重要。
- ▲放課後デイサービスを利用する児童生徒が多いと近隣の道路も含め渋滞を引き起こすこともあるため、送迎の車のためのスペースがあること重要。
- ▲関係機関との連携のための遠隔地との通信に対応した計画や、ラウンジ等の計画は「有効である」ではなく、「望ましい」または「重要である」がふさわしい。

3. 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実

(災害時における避難所としての機能)

- 児童生徒が在校している時の災害時の対応と、災害後の避難生活としての避難所の対応は、別に分けて検討する必要がある。
- 避難所の関係は市区町村、特別支援学校の設置者の多くは都道府県であることを考えると、学校所在地から遠い遠方の市区町村との連携がネックとなるため、ただ単に、特別支援学校を福祉避難所として設定することはなかなか難しい。
- 学校は地域コミュニティの拠点というだけでなく、地域コミュニティ施設同士の連携という観点も含め、地域の学校以外にも、避難所となりうる周辺の公共施設との連携などにも触れておく必要。
- 教職員と児童生徒だけでなく一般要配慮者の受け入れを考えたゾーニングや動線を、学校や地域の特性を踏まえつつ屋内運動場のみならず校舎や校庭なども含めて計画することが重要であり、福祉避難所としてだけでなく、状況によって一般の避難所にもなりうることを考慮する必要。
- 災害の状況によっては安全のため校舎内に留まること、また、そのまま福祉避難所として避難生活を送るという観点も考えられる。
- 避難所となる体育館には、多目的トイレ、空調設備、非常用電源装置、Wi-Fi 等の通信手段、プライバシー保護、感染防止のための間仕切りなどの整備・備蓄が望まれる。
- 医療的ケアをはじめ、様々な対応のために長時間使うことのできない充電設備だけでなく太陽光やディーゼルをはじめとした発電機能のある非常電源設備が必要。
- 特別支援学校における視聴覚設備は、児童生徒のニーズだけでなく、地域のニーズを踏まえるべき。
- 非常時の避難経路を含めた校舎内外におけるバリアフリー化が望まれる。
- 聴覚障害児の緊急時の安全確保・避難誘導のための回転灯や字幕表示板の配備が重要。

(生涯学習、保護者・地域住民との関わり)

- 保護者用の相談室・控室があると便利。
- 乳幼児の教育相談等のスペース確保も含め、就学前から卒業後まで対応できる地域に開かれた学校施設であるべき。
- 居住地交流や学校見学を見据え、教室までのスロープ・エレベーターなどの校舎内外におけるバリアフリー化が望まれる。
- 相談対応や通級指導等のスペース、学校施設開放、販売・喫茶コーナー等、地域の児童生徒、地域住民と関わりが持ちやすい施設整備が求められる。
- 特別支援学校が障害のある方の障害者スポーツの拠点として活用される動きが出てきており、障害のある方の生涯学習支援の視点で学校施設をどう活用するかという検討が必要。
- 聴学校は各県内に1～2校の整備が普通で、遠隔地との通信システムは、経済的な負担も含めて、教育上あるいは乳幼児相談等の役割を担うため、重要。
- ▲聴覚障害の教育相談室は、児童生徒の保護者等が頻繁に利用する空間であり、カーペットなど静音に配慮した整備が重要。
- 開かれた学校と昔から言われてきたが、実現したのかどうか、また、誰に対して開かれてきたのかを考慮することが重要。
- 地域で切れ目のない教育環境を整えるためには、学校や空間の活用が可能な人員の確保やソフト整備の提案も施設整備と併せて必要。
- 地域社会の中で、特別支援学校では当たり前のバリアフリー環境を既存普通学校にも作っていくなど、特別支援学校と普通学校を調和させていく時代となってきている。
- 昇降口に、地域の人も座れるようなベンチを普通学校にも設置することも有効。

4. 社会的要請等も踏まえた、安全・安心・快適な空間づくり

(バリアフリー・ユニバーサルデザイン等)

○バリアフリー法のほか、バリアフリーの加速に向けた提言や学校施設バリアフリー化推進指針もにらみながら検討していく必要。

○基礎的環境整備と合理的配慮を整理した上で、障害のある児童生徒がともに学ぶ環境を整えるために必要な合理的配慮について指針にどのように書き込んでいくのか検討が必要。

○肢体不自由学級以外にも歩行困難な児童生徒が在籍するケースへの対応のため、エレベーター や階段の手すり、スロープの整備が重要。

○階段の蹴上の問題など、学校種をまたぐ改修では必要な対応がある。

○通学バスにおける排泄上のトラブルの対策のため、雨天・積雪に影響されない乗降場の校舎内への整備が重要。また、乗降場付近に汚物処理の可能なトイレを設置することが望ましい。

○車椅子対応のトイレには、おむつ替え等を必要とする児童生徒等にも対応できるよう、大型ベッドがあるとよい。

▲車椅子使用者用トイレ、バリアフリートイレ等、用語についてはしっかり整理すべき。

○校内の各案内表示は知的障害や発達障害のある人にとってもわかりやすくするため、ピクトグラムを用いることも重要。

○特別支援学校では当たり前のバリアフリー環境を既存普通学校にも作っていくべき。

○特別支援学校や普通学校も含め、障害者への配慮のない校内案内板や、体育館やホールなど段差で上がることのできないステージや踊り場、漢字とルビだけでピクトグラムなどのない案内表示等、課題がある。ステージは合理的配慮で演者が下に降りればいいという話もあるが、そうではなく、基礎的環境整備が必要。

○点状ブロックがしっかりと連続して配置されることが重要。

▲点状ブロックは小中学校においても盲学校と同じレベルで切れ目なく整備することは困難。

○エレベーターの整備が重要。

○児童生徒が一緒になってバリアフリーの整備の設計をすることも重要。

▲バリアフリー化は、一度してしまえば万人が活用できるというものではなく、多様性を踏まえた利用者一人一人へのフィッティングをしていくことが重要。

○車椅子使用者用トイレ・性的マイノリティに配慮したトイレが重要。

○車椅子使用者用トイレは、各フロアにないと授業に遅れてしまう。

▲バリアフリートイレは、校舎等が複数棟に渡る場合は、それぞれに整備することが望ましい。

(特別支援学校設置基準、教室不足への対応)

○知的障害の児童生徒等が増加した影響で、特別支援学校では、単純な教室不足だけでなく、学校の規模の違いや、設置者ごとに様々な障害種・学部の併設等が生じており、それらに対応した施設整備が必要。

○特別支援学校の教室だけでなく、特別支援学級や通級指導のための教室も不足し、パーテーションや防音壁などの応急的な対応をしており手狭で、採光や換気面での課題も多く対応が必要。

○特別支援学校設置基準を満たすようにするときの大規模化が懸念される中、増築スペースがない場合の移転や他施設の活用など、計画的な対応が必要。

(学校施設の防犯対策)

○特別支援学校施設整備指針の第9章に防犯計画の記載があるが、報告書にも防犯の観点でのメッセージを入れ込むことが重要ではないか。

(教職員の働く場)

- 特別支援学校では教員数が多い学校があることを踏まえ、各教員のための、職員室、休養室、ロッカー室など、職員が働きやすい環境整備が必要。小中学校における特別支援学級や通級指導の教員の方々の環境整備の視点も加えるべき。
- 医療的ケア看護職員、情報通信技術職員、特別支援教育支援員等、令和3年8月の学校教育法施行規則の改正によって配置された支援スタッフを考慮した施設整備とする必要がある。
- 障害のある教職員の働きやすさという観点からの施設整備も重要。

5. 全体を通じたご意見

- ICTの活用に関しては、報告書においては他の内容とは別建ての小項目にできるとよい。
- 今後当部会で検討を進めるにあたっては、共に学ぶ観点、一人一人に応じた教育を進める観点、安心・安全の観点、設置基準等への整合や今日的課題への対応という観点、という4つの観点で取りまとめてはどうか。
- 現状の学校施設整備指針には、表現の修正・調整が必要なところがあるため、検討が必要。
- 学校施設整備指針は、重要である、望ましい、有効である、といった表記。現行の施設整備指針は法的拘束力を持たないため、確保しなければならないものを示すことも指針の必要性や利用度を高めることになることから、別途何らかのメッセージを出すことも検討する必要。
- 新しい学習指導要領をいかに施設環境に具現化できるかがこの部会においては重要。
- ハード整備だけではなく、ハードとソフトをどのようにトータルにシステムとして機能させていくかという議論が必要。
- 学びの連続性という観点では、特別支援学校施設整備指針だけでなく、他の学校施設整備指針の記載ぶりも同時に見直していく必要がある。
- これまでの施設整備指針でどのように、施設整備の成果や課題をとらえていくのかをまず共有する必要がある。
- 施設整備指針は、全般的に、学校施設の理想像が中心となっているが、学校の建替えや大規模改修の機会というのは何十年に1回の単位であり、ICT整備や避難所としての機能など、今すぐに整備できるような技術的なヒントや例示等も発信する必要。
- 報告書のまとめ方として、会議中の意見の反映の仕方や、直近で検討した学校施設バリアフリー化推進指針との整合性に関するコメントなど、検討する必要。
- ▲すべての障害種について詳細まで報告書に書き込むのは難しいため、最低

限守るべきことをどのように整理するか検討が必要。

- ▲特別支援教育を巡る状況等を踏まえた施設の在り方について報告書で触れる際には、章の前書きとしても、特別支援学校のことばかりではなく、通級による指導のための教室や普通教室についても触れる必要。
- ▲特別支援学校施設整備指針は、特別支援教育に詳しくない担当者が読んで理解できることができるようにするためにも、障害種の概説や、障害者団体の参考URLを付すなど、配慮が必要。
- ▲他の学校種の施設整備指針における特別支援関連記載については、特に重要なものは特別支援学校施設整備指針の準用規定ではなく内容そのものを書いてもいいのではないか。
- ▲骨子案における記載について、特別支援学校に関する記載の多くが小中学校にも当てはまるものが多いので、再整理が必要。
- ★小中学校の記載と特別支援学校の記載を分ける書き方では小中学校が行き届いていないままになってしまうので凡例にわかりやすく示してほしい。
- ★特別支援学級の在り方ということで一つ柱を立てるべきかどうか検討が必要。
- ▲報告書における地域コミュニティの関連の記載の柱建てについては、バリアフリーなどよりも前段に来るべきではないか。